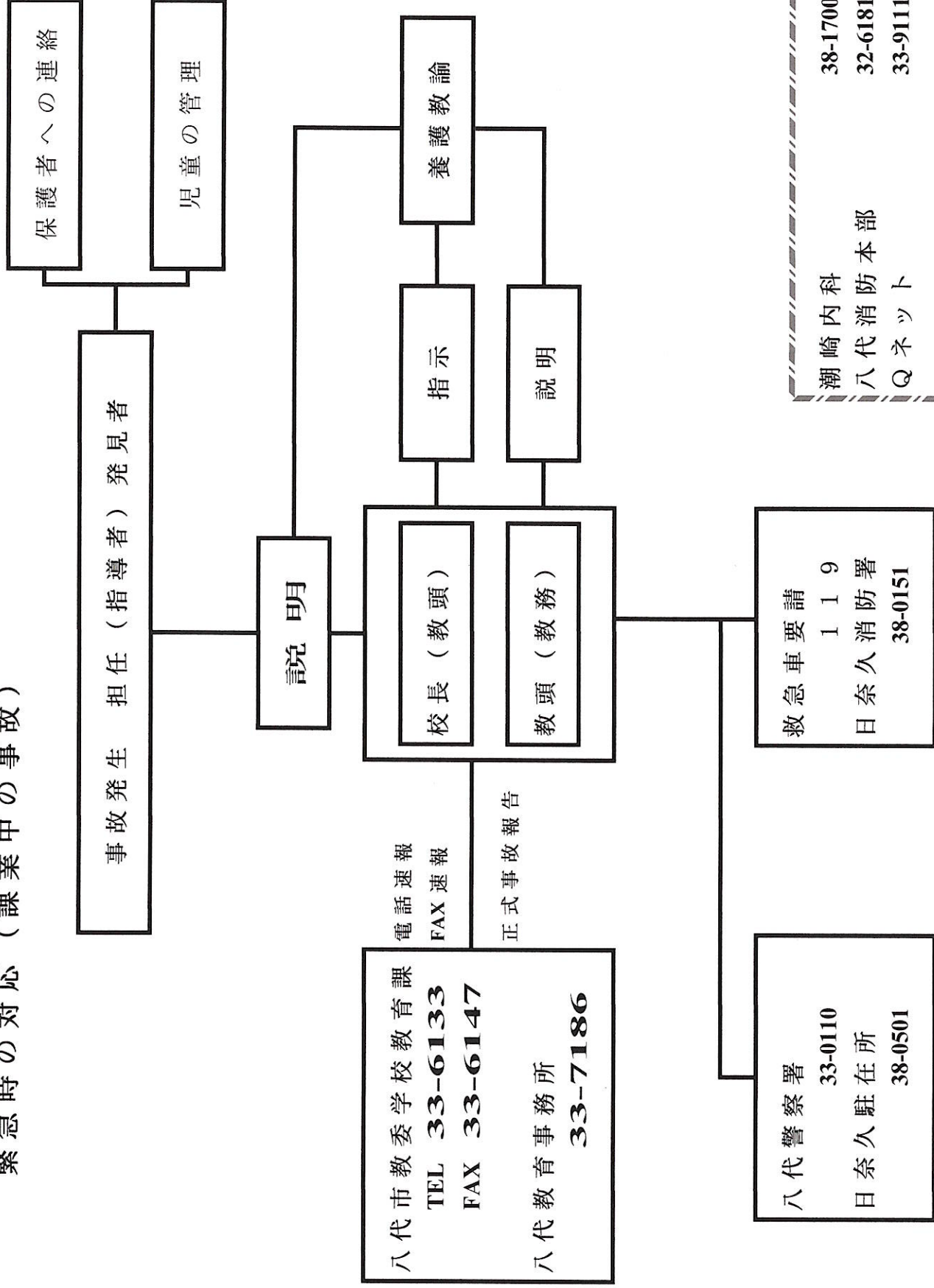


危機管理マニュアル もくじ

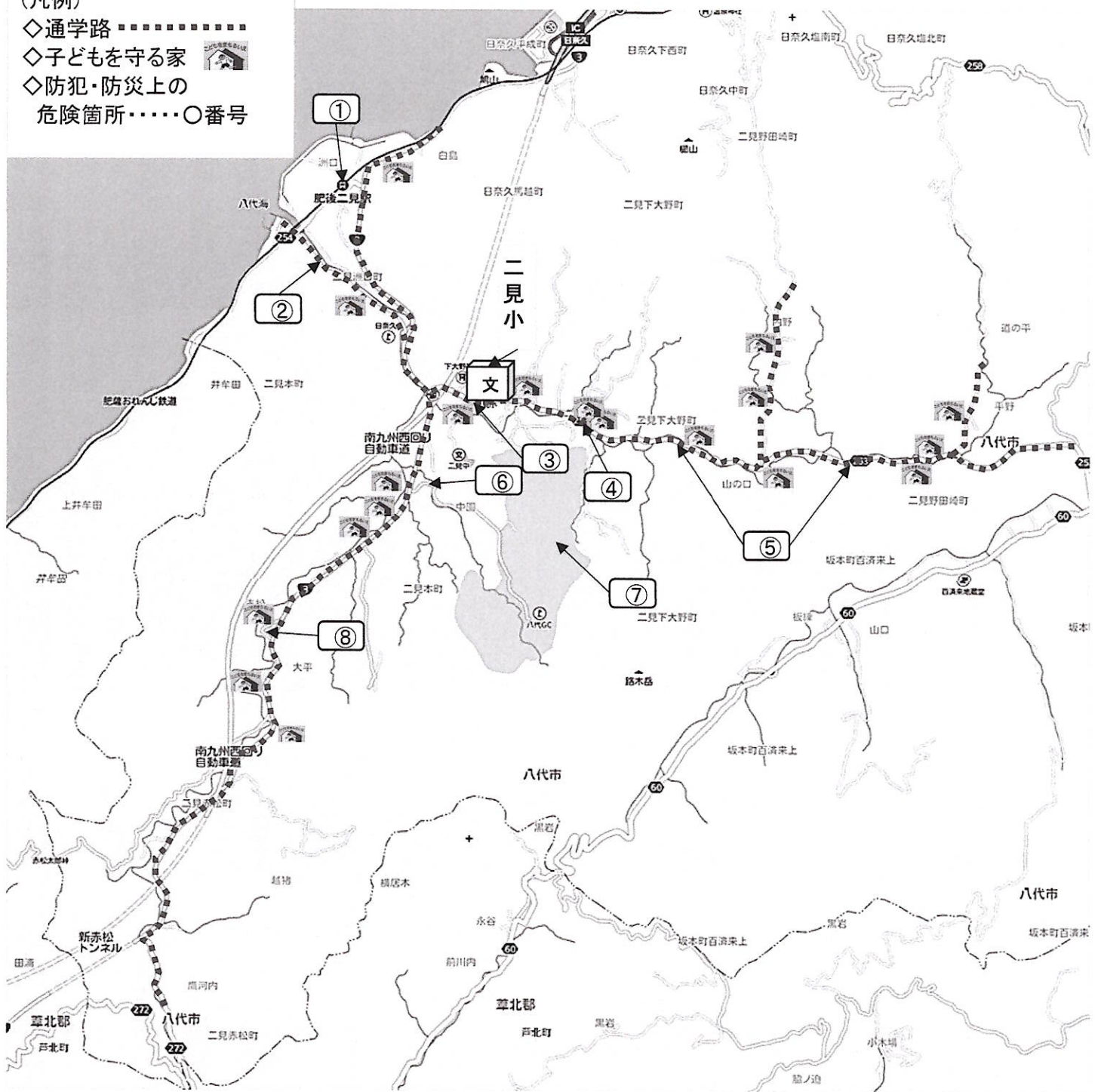
	(主な内容)	(枚数)
	緊急時の対応（授業中の事故）	1
	通学路の安全マップ	1
防災計画	防災計画	6
	火災発生時の対応	1
	消火設備及び避難経路	1
	防災に関する指導	1
個別の対応	不審者の学校敷地内への侵入時の対応	1
	登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応	1
	児童傷病時の対応	1
	食物アレルギーの症状が出たときの対応	1
	給食への異物混入事故発生時の対応	1
	授業（水泳）中の事故発生時の対応	1
	いじめ・不登校等発生時の対応	1
	交通事故時の対応（児童の事故）	1
	交通事故時の対応（教職員の事故）	1
	インターネット上の犯罪被害発生時の対応	1
	光化学スモッグ発生時の対応	1
	集中豪雨（台風）時の対応	1
	二見川・下大野川水害タイムラインの危機管理	1
	水害タイムラインFAX送信票	1
	緊急時の保護者引き渡し訓練のお知らせ	3
	弾道ミサイル発射に係るJアラート作動時の行動	2
地震・津波等	地震・津波の対応	1
	児童引き渡し	1
	安否確認の内容と対応方法	1
	地震・津波対応（校外活動時）	1
	地震・津波対応（在宅時）	2
	教職員の避難所協力	1
	発災初期段階の学校の避難所協力マニュアル	1
	心のケア・健康観察のポイント	2
その他	雷の対応	1
	熱中症への対応	1
	頭部外傷、頸部の負傷に対する対応	1
資料編	安全教育指導計画	1
	安全点検実施計画	1
	環境衛生点検実施計画・点検表	3
	学校防災年間計画	1
事故報告	事故報告先一覧	1
	事故報告様式1 2	12
土砂災害	土砂災害に関する避難確保計画（表紙）	1
	1 目的・2 防災体制に関する事項	3
	3 避難誘導に関する事項	1
	4 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項・	
	5 防災教育及び訓練の実施	2
	避難準備 Step1～避難完了の確認報告 Step4	1
	学校の危機管理体制連絡網	1

緊急時の対応（授業中の事故）



①二見小学校 通学路の安全マップ

- (凡例)
- ◇通学路
 - ◇子どもを守る家
 - ◇防犯・防災上の危険箇所.....○番号



二見小学校 防犯・防災に係る危険箇所(地図中の番号と)

<p>①肥後二見駅</p> <p>発着本数が少なく、人の出入りが少ない。過去に不審者出没情報があつた。また、駅前の空き家は、屋根や壁面が崩れかけており、落下物の危険がある。</p>	<p>②廃墟となったホテル</p> <p>解体中のホテルではあるが、解体が進んでおらず、ガラスなどが壊され、がれきが散乱している。中が見えず、火災や犯罪の危険性も想定される。</p>	<p>③二見コミュニティセンター前</p> <p>道路がカーブしたり、道幅が狭くなっているところがあり、見通しが悪い。しかも車両通行も多いため、児童が登下校するときに注意を喚起している場所である。</p>	<p>④福島刃物店横空き家</p> <p>かなり老朽化した空き家で、いつ崩れてもおかしくないほど傾いている。児童の登下校中の危険性や、火災・犯罪の可能性のある場所である。</p>
<p>⑤県道253号線</p> <p>二見小学校前から坂本町方面へ続く道で、道幅が狭く、街路灯もないため、交通事故や犯罪の発生も考えられる。昨年はサルの出没も目撃された。</p>	<p>⑥国道からゴルフ場への道</p> <p>途中の橋付近のカーブの箇所、ゴルフ場に行く車などがスピードを出して通るため、接触事故や衝突事故の発生が考えられる箇所である。</p>	<p>⑦八代ゴルフ倶楽部</p> <p>昨年、ゴルフ場を中心にサルが何度も目撃された。実害はなかったが、今年も児童には注意喚起すべきである。</p>	<p>⑧赤松町の集落内の道路</p> <p>道路幅が狭く、カーブが続き、見通しが悪い。また、道路沿いに盛り土をした畑があるが、法面が崩れかけており、児童の通行においては注意が必要な箇所である。</p>

(10)防災計画

第1 目的及びその適用範囲等

1 目的

この計画は、消防法第8条第1項に基づき、八代市立二見小学校の防火管理について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全ならびに災害の防止を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この計画に定めた事項については、八代市立二見小学校に勤務し出入りするすべての者に適用する。

3 防火管理業務の一部委託について

委託を受けて防火管理業務に従事する者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

① 委託者への報告

受託者は、受託した防火管理業務について、定期的に防火管理者に報告するものとする。

② 防火管理業務の委託状況

別表1「防火管理業務の一部委託状況表」のとおり。

第2 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

1 管理権原者

① 管理権原者は、八代市立二見小学校の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

② 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。

③ 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成又は変更する場合、必要な指示を与えなければならない。

④ 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

2 防火管理者

防火管理者は、教頭とし、この計画について一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

① 消防計画の作成及び変更

② 消火、通報、避難及び避難誘導の訓練の実施

③ 火災予防上の自主検査及び自主点検の実施と監督

④ 消防用設備等及び防火対象物の法定点検の立会い及び整備

⑤ 防火担当責任者及び火元責任者に対する指導、監督

⑥ 収容人員の適正管理

⑦ 全職員に対する防災教育の実施

- ⑧ 管理権原者への提案や報告
- ⑨ 放火防止対策の推進
 改装工事などの工事中の立会い及び安全対策の樹立
 火気の使用、取扱いの指導、監督
- ⑫ その他防火管理上必要な業務

第3 消防機関との連絡等

1 消防機関へ報告、連絡する事項

種 別	届出等の時期
防火管理者選任（解任）届出書	防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき
消防計画作成（変更）届出書	消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したとき ア 管理権原者又は防火管理者の変更 イ 自衛消防組織の大幅な変更 ウ 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更
消防訓練実施計画報告書	消防訓練を実施する日の7日前までに
消防用設備等点検結果報告書	3年に1回
防火対象物点検結果報告書	1年に1回

2 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

防火管理者は、消防機関へ報告又は届出した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画と一括して整理し、保管する。

第4 火災予防上の点検・検査

1 日常の火災予防

平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、次の表のとおり、一定区域の総合火元責任者及び各教室等の火元責任者をおくものとする。

区域の総合火元責任者		各教室等の火元責任者
管理棟 2 F	杉本	校長室（上塚）事務室（高瀬・奥田）職員室（杉本）湯沸室（杉本） 放送室（林）図書室・パソコン室（山本）印刷室（高瀬） 更衣室女（杉本）更衣室男（高瀬）休憩室（杉本）資料室（杉本）
管理棟 1 F	尾西	保健室（尾西）相談室（尾西）会議室（杉本）
教室棟 3 F	永野	5・6年教室（永野）学習ルーム①（杉本）3・4年教室（林）
教室棟 2 F	林	理科室・理科準備室（林）学習ルーム②（杉本）音楽室（林）
教室棟 1 F	杉本	家庭科室（永野）学習ルーム③（杉本）
低学年棟	稲津	1年教室（山本）2年教室（稲津）

2 自主的に行う検査・点検

① 火災予防上の自主検査

自主検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査を行い、防火管理者に報告する。

ア 日常的に行う検査は、各担当区域及び各教室等の火元責任者が実施する。

イ 定期的に行う検査は、各担当区域及び各教室等の火元責任者が実施する。

実施時期は、5月と11月の年2回とする。

② 消防用設備等の自主点検

消防用設備等は法定点検のほかに、各担当区域の総合火元責任者が安全点検日または毎月15日(休日に当たるときはその前の日)に自主点検を行い、防火管理者に報告する。

3 法定点検

消防用設備等の法定点検を有資格者により実施し、その結果を3年に1回消防長に報告する。

第5 厳守事項

1 職員等が守るべき事項

廊下、階段、通路の降下位置には、物品を置かない。

校地内は、全面禁煙とする。

③ 火気使用設備器具は、使用する前後に点検を行い安全を確認する。

④ 火気使用設備器具は、指定された場所で使用する。

⑤ 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。

2 防火管理者等が守るべき事項

① 収容人員の管理

防火管理者は、収容能力を把握し、過剰な人員が入場しないよう職員に徹底する。

また混雑が予想されるときは、入場規制を行うとともに、避難通路の確保、避難誘導員の配置などの必要な措置をとる。

② 工事中の安全対策

防火管理者は、工事人に対し、次の事項を周知し遵守させる。

ア 溶接作業、その他火気を使用する工事を行う時は、消火器等を準備して消火できる体制を確保し、工事用シートについては、防災物品を使用させる。

イ 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わない。

ウ 工事場所ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火管理者に報告させる。

エ 危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受ける。

③ その他

ア 防火戸の閉鎖範囲や閉鎖位置を床面などに明示する。

イ 別表5「避難経路図」を作成し、玄関付近、職員室に掲示する。

第6 自衛消防活動等

1 組織の編成

自衛消防隊の編成は、別表6「自衛消防隊編成表」のとおりとし、この別表は職員室、事務室等見やすいところに掲示する。

2 自衛消防隊の活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、下記に示す基準により行動する。

① 消火担当

出火場所に急行し、消火器等を用い積極的に初期消火活動を行う。

② 通報担当

消防機関へ通報するとともに、警報設備を作動させ、放送設備により出火場所や消火・避難誘導などを指示する。

③ 避難誘導担当

各階に掲示してある避難経路図に基づいて、避難誘導を行い、避難方向がわかりにくいときは、曲がり角などに立って誘導する。また、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。

④ その他の担当

別表6によるものとする。

第7 休日、夜間の防火管理体制

緊急連絡先 TEL 090-7164-5503 教頭 杉本

- 1 休日、夜間の勤務者は、定期的に巡回する等火災予防上の安全を確保する。
- 2 休日、夜間における自衛消防活動は、勤務している者など建物内にいる者全員で初動措置を行う。
- 3 休日、夜間において無人となる場合は、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等が、直ちに現場に駆けつけなければならない。

第8 地震対策

地震時の活動は、自衛消防活動によるほか、次の事項について行う。

- ① テレビ、ラジオ等により情報収集を行い、混乱防止を図るため必要な情報は在校生に知らせ、避難命令があるまでは安全な場所で待機させる。
- ② 火元責任者による火気使用設備器具の使用停止を行う。
- ③ 避難は、関係機関の避難命令及び自衛消防隊長の命令により開始する。
- ④ 避難場所は、運動場とする。

第9 防災教育

1 防災教育の内容

防災教育は、防災主任が学校全体のコーディネートをし、次の項目について教育する。

- ・全職員が火災予防上の守るべき事項について
- ・火災及び地震発生時の対応について
- ・児童が日常生活の様々な場面(在校時・登校時・校外活動中・在宅時)で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りできるように指導する。

- 2 防災教育の実施時期 防災教育の実施時期は次表のとおりとする。

対象者	実施時期	実施回数
新採職員	採用時	採用時
職 員	5月と11月	年2回
	職員朝会時	必要の都度
児 童	年間を通して	教科等との関連を重視して指導（アイウ）

ア 知識、思考・判断

- ・地域で起こりやすい災害や地域における過去の災害について理解し、安全な行動をとるための判断に生かすことができる。
- ・被害を軽減したり、災害後に役立つものについて理解する。

イ 危険予測・主体的な行動

- ・災害時における危険を認識し日常的な訓練等を生かして、自らの安全を確保することができる。

ウ 社会貢献、支援者の基盤

- ・自他の生命を尊重し、災害時及び発生後に、他の人や集団、地域の安全に役立つことができる。

第10 消防訓練（避難訓練）

1 訓練の実施時期

- ① 訓練の実施時期は次表のとおりとする。

訓練の種別	実施時期
消火訓練	9月 12月
通報訓練	9月 12月
避難訓練（水防・不審者対応含む）	5月 9月 12月

☆消火訓練・避難訓練は年2回以上（1回は任意）実施する。また消火訓練のうち1回以上は実際に放水する。

- ② 防火管理者は、訓練を実施する一週間前までに、「消防訓練実施計画報告書」により消防長へ報告するものとする。

2 訓練の実施結果の記録

防火管理者は、実施結果について検討し、「消防訓練実施結果記録書（様式第18号）」により記録するものとする。

3 引き渡しの基準及び安否方法について

連絡網の確立、及び安否確認、活動指示体制の整備をすすめる。（一斉メール、連絡網、HP等による。）災害状況により児童引き渡し可能な場合、児童名簿により確実な把握のうえに実施することとする。

4 本校が避難所となった場合のマニュアルは別に定める。

5 保護者や地域自治体と連携した体制

二見 CS(安全支援部)・二見まちづくり協議会・消防団 28・29・30 分団・八代消防署日奈久分署との連携、保護者と連携した水防避難訓練等を実施する。隣接するコミュニティーセンター、体育館等の避難所としての連携。

6 職員等の動員体制の基準等について

震度 5 強以上、又は学校(体育館等)が避難所として開設される場合、各職員は各家庭の状況の許す範囲で、学校へ参集し速やかに災害対策活動に取り掛かる。本校が避難所となった場合のマニュアルは別に定める。また臨時休校状態から学校再開となる場合、学校内の被害状況、衛生状況の調査、安全の確保等について、十分検討のうえ実施するものとする。

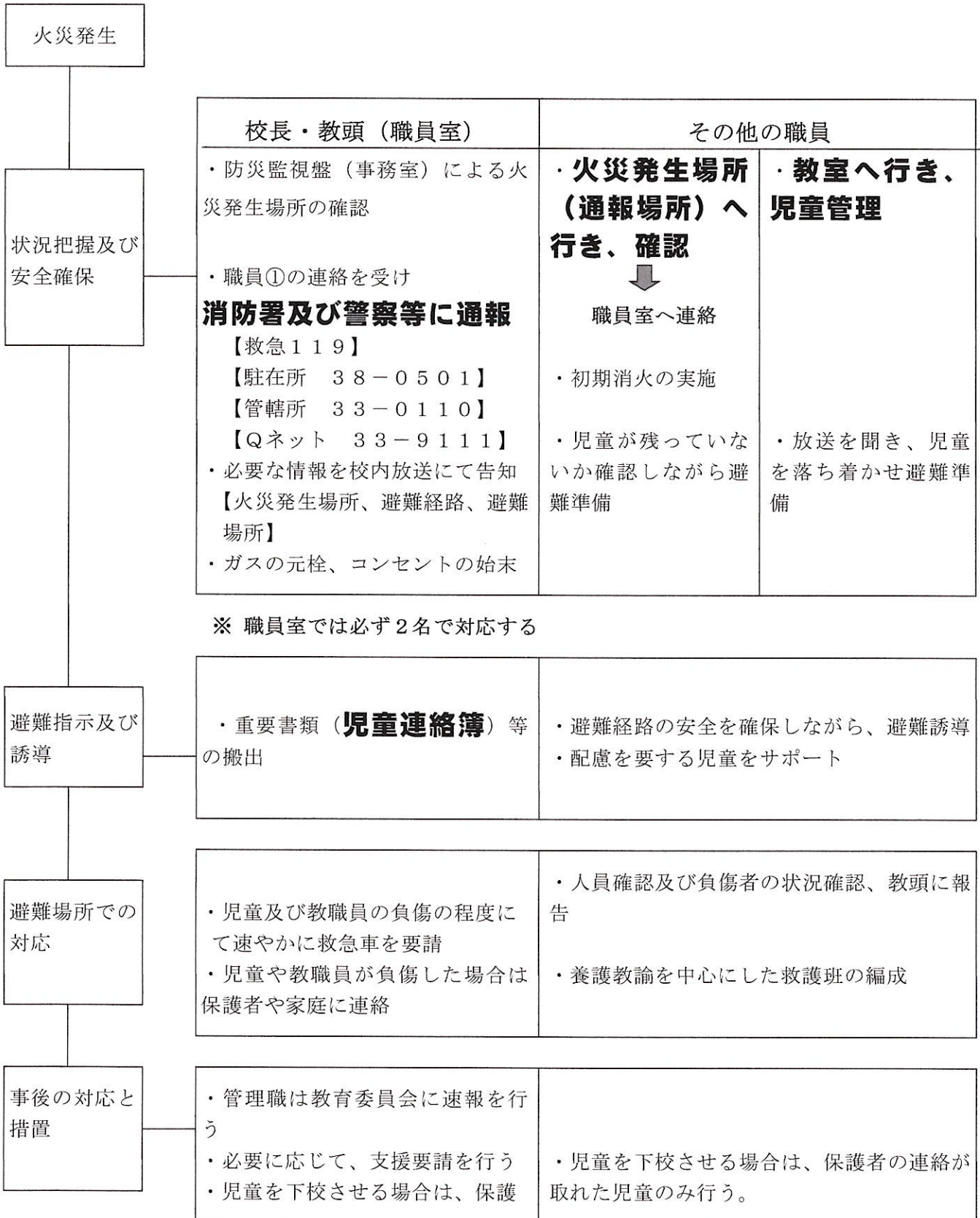
第 1 1 児童への心のケア体制

養護教諭を中心として様々な状況におかれている児童への心のケア体制を整える。必要に応じて、スクールカウンセラーの派遣や関係機関との協働を図る。

* 学校危機管理体制 (個別の事例に対して)

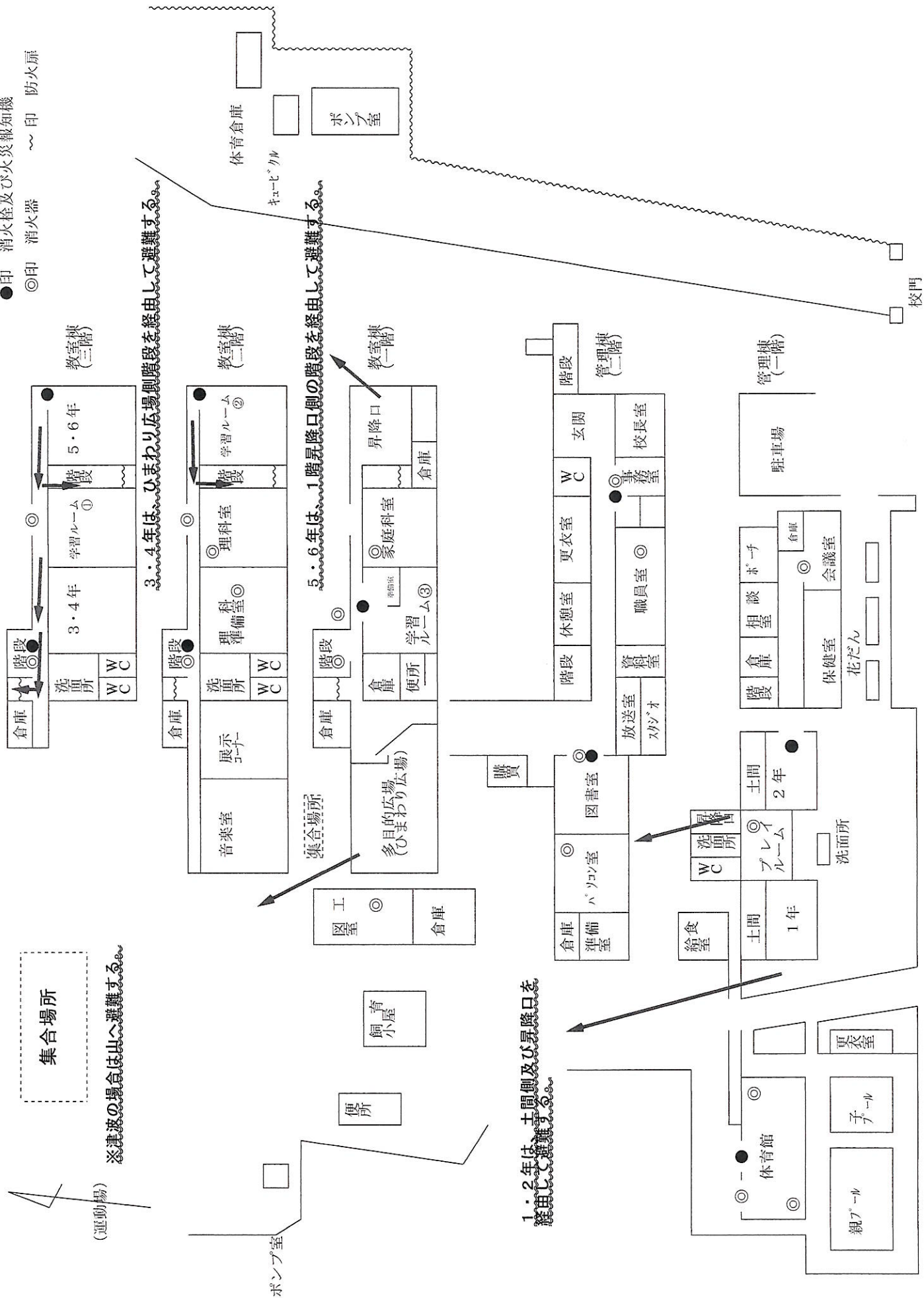
「危機管理」とは、地震、風水害といった天変地異の他、いじめ、校内暴力などの児童間の問題行動や学校事故、不審者の学校侵入、給食への異物混入や食物アレルギー等について行い、危機管理マニュアルを別途作成し、職員で共通理解のうえ、HP で公開。

火災発生時の対応



別表5 消火設備及び避難経路

●印 消火栓及び火災報知機
◎印 消火器 ~ 印 防火扉



集合場所

※津波の場合は山へ避難する

(運動場)

1・2年は、土間側及び昇降口を
経由して避難する

3・4年は、ひまわり広場側階段を経由して避難する

5・6年は、1階昇降口側の階段を経由して避難する

校門

防災に関する指導

1 児童に指導する基本的事項

- (1) 火災・集中豪雨・地震・津波などによる災害の基礎知識について
- (2) 地震の発生要因について
- (3) 煙及びガスなどの危険について
- (4) 油類による火災発生の危険性について
- (5) 火災を予防するための基礎知識について
- (6) 避難方法及び避難訓練の重要性について
- (7) 学校周辺の地理的現況について
- (8) その他、火災予防上必要な事項において

2 避難時の基本行動

災害種別等	児童の基本行動
授業中 校内火災	<ol style="list-style-type: none"> 1 全ての行動をやめ、静かに放送を聞く。 2 教師の指示を受けるまでは身勝手な行動をしない。 3 ハンカチを出し、静かにすばやく廊下に並ぶ。学用品は持たない。 4 煙が出ている場合は、身を低くしハンカチを口にあて、煙を吸わないようにする。 5 「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」「ちかづかない」で行動する。 特に、階段では、前の人を押したり走ったりしない。 6 校庭では、教師を先頭に早足で集合し、集合場所では黙って整列し待つ。
休憩中 校内火災	<ol style="list-style-type: none"> 1 教室・廊下・体育館にいる場合 <ol style="list-style-type: none"> ① 放送及び教師の指示をよく聞き、指示どおり静かに行動する。 ② 廊下・便所などにいる児童は、その場で放送や教師の指示を聞き、静かに行動する。 ③ 避難の途中で教室に引き返さない。 2 校庭などにいる場合 <ol style="list-style-type: none"> ① 放送及び教師の指示に従い、決められた集合位置に整列し静かに座って担任が来るのを待つ。
授業中 地震発生	<ol style="list-style-type: none"> 1 あわてて外に飛び出したりせず、机の下に身を入れ頭を防護する。 2 指示により校庭へ避難する場合は、火災時の避難に準ずる。 3 避難時は、落下物から身を守るようにする。
休憩時 地震発生	<ol style="list-style-type: none"> 1 教室・廊下・体育館にいる場合 <ol style="list-style-type: none"> ① 教室にいる場合は、ただちに机の下に身を入れる。 ② 廊下・体育館にいる場合は、ガラス窓から離れ身を伏せ、避難場所へ移動する。 ③ 便所などにいる場合は、ドアを開き、揺れのおさまりを待ち、避難場所へ移動する。 2 校庭などにいる場合 <ol style="list-style-type: none"> ① 校舎や塀から離れ、頭を守り伏せる。 ② 揺れのおさまりを待ち、避難場所へ移動する。
地震後 津波発生	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報を迅速に的確に収集する。 2 児童を運動場奥の高台へ避難させる。
水害発生	<ol style="list-style-type: none"> 1 放送や教師の指示により、避難場所へ移動する。 2 指示をよく聞き、安全に気をつけて集団下校する。(※保護者引渡)
授業中 不審者侵入	<ol style="list-style-type: none"> 1 教師は、不審者を刺激しないように対応し、速やかに児童を避難させ、職員室へ通報する。(インターホン・緊急カードの使用) 2 通報を受けた職員は、職員を現場対応班と児童対応班に分け、不審者の徘徊を防ぐとともに児童の安全を確保する。 3 必要に応じて警察への通報や救急車の手配を行う。
休憩時 不審者侵入	<ol style="list-style-type: none"> 1 不審者を発見した職員は、不審者を刺激しないように、速やかにその場を離れ、近くにいる職員に知らせ、職員室へ通報する。(インターホン・緊急カードの使用) 2 放送や職員の指示に従い避難する。

【不審者侵入による校内放送手順】

！不審者発見 第1報

①チャイムを3回鳴らす

②緊急放送を2回アナウンス

「(不審者侵入箇所)のロッカーが壊れました！」
「(不審者侵入箇所)のロッカーが壊れました！」

110番通報

児童の避難誘導

※以上の内容について、学級での指導を徹底していく。